

令和6年度 受賞者名簿

(敬称略)

○町内自治会長の部

NO	地区	町内自治会名	氏 名
1	6	園生台自治会	
2	6	小仲台第五自治会	
3	6	小仲台自治会	
4	25	池の辺自治会	
5	39	レーベンハイム西千葉自治会	
6	41	稲毛ファミールハイツ自治会	

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会表彰内規 【一部抜粋】

(表彰の基準)

第1条 この内規は、稲毛区内において地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。ただし、過去に千葉市町内自治会連絡協議会において被表彰者に該当する者を除く。

- (1) 5年以上引続いて町内自治会長の職にあつて退任したもの。
- (2) 3年以上引続いて地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて退任したもの。
- (3) 町内自治会長又は地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて在職中に死亡したもの。

令和 6 年 度

千葉県稲毛区町内自治会
連絡協議会通常総会資料

日 時 令和 6 年 5 月 1 2 日（日）午前 1 0 時

会 場 穴川コミュニティセンター 1 階多目的室

千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会

通 常 総 会 次 第

1 開 会 の こ と ば

2 区連協会長挨拶

3 表 彰 式

4 来 賓 祝 辞

5 議 長 選 出

6 議事録署名人選出

7 議 案 審 議

報告第1号	令和5年度要望事項の報告について	P 1 ~ 3
議案第1号	令和5年度事業報告について	P 4 ~ 9
議案第2号	令和5年度収入支出決算報告について (令和5年度監査報告について)	P 1 0 ~ 1 1 P 1 2
議案第3号	令和6年度役員(会長・副会長及び会計)の承認について	P 1 3
議案第4号	令和6年度事業計画(案)について	P 1 4 ~ 1 5
議案第5号	令和6年度収入支出予算(案)について	P 1 6 ~ 1 7
議案第6号	監事選任について	P 1 8

8 閉 会 の こ と ば

令和5年度要望事項の報告について

【市連協要望】

要望 1

第37地区（山王中学校区）

【要望】避難所運営委員会 補助制度の改正

避難所運営委員会活動支援補助金（3万円/年）について、活発に活動している委員会については3万円では足りず、不足分を町内自治会が負担している。
については、個々の活動状況に応じた補助金の上乗せをするなど改正をしてもらいたい。

【回答】

避難所運営委員会活動支援補助金の上限額（3万円/年）については、複数の委員会から、不足しているのご意見をいただいております。

それらのご意見を受け、改めて本補助金についての実態やニーズを把握するため、令和5年5月に全避難所運営委員会宛てに補助金の活用状況等に関するアンケート調査を実施しました。

現在、アンケート調査結果の精査及び補助金上限額の増額等の制度改正に向けた検討を行っております。

担当：防災対策課

【進捗】

令和6年度から、補助限度額を一律3万円/年から5万円/年に増額いたしました。
（※ただし、増額は避難所開設・運営を目的とする用具類を購入する場合に限る。）
制度の詳細については、各避難所運営委員会宛に書面でお知らせいたしました。

要望 2

第37地区（山王中学校区）

【要望】 防火・防災訓練等への助成制度の改正

千葉市自主防災組織助成要綱では、「自主防災組織に対する活動助成金の額は、防火・防災訓練に参加した人数に150円を乗じて得た額を上限とする。」としているが、年度内に実施された1回の活動に対して助成されるものである。

防火・防災訓練は1回で身につくものではなく、数回実施する必要がある。

千葉市自主防災組織助成要綱について、防火・防災訓練への助成を、年1回の助成ではなく、年に2回以上申請できるものに改正してもらいたい。

【回答】

活動助成は、自主防災組織の自主的な活動を支援するために、年1回の助成としているところです。

しかしながら、複数回の訓練等を行うことは、地域防災力の向上につながるものであり、今後、訓練の実施状況や助成制度へのご意見などを調査したうえで、自主防災組織の活性化につながるよう、助成制度のあり方を検討していきます。

担当：防災対策課

【進捗】

令和6年度中に、アンケート調査の実施等により各自主防災組織の訓練実施状況や助成制度へのご意見などを調査の上、助成制度の改正について検討を行います。

【区連協要望】

要望 1

第19地区（稲毛中学校区）

【要望】消防車両通行困難の解消

稲毛東公園横の道路幅が狭く、消防車両の通行に支障をきたす恐れがある
道路と歩道の境に設置されている車ガードを取り外し可能なものとし、平常時は施錠、
緊急時は解錠できるようにしてもらいたい。

また、緊急時は迅速に解錠できるよう、鍵を地元自治会に預けてもらいたい。

【回答】

稲毛東公園の園路に設置している車止めの可動式への改修については、設置延長が長く、
相応の予算措置が必要となるほか、運用面での調整が必要かと思われますので、まずは地
元町内会等との意見交換を行いたいと思います。

担当：花見川・稲毛公園緑地事務所

【進捗】

地元町内会と現地にて意見交換を行いました。

当該公園は半分が国の有地であり、国の機関と協議を行う必要があります。

なお、要望している道路については、道路拡幅の要望があり、地元町内会と花見川・稲
毛土木事務所で協議しております。

地元町内会の意見を踏まえながら、今後の対応について検討しています。

令和5年度事業報告書

令和5年4月11日 監事会 監事による監査を実施	穴川CC会議室において監事会を開催し、下記事項を協議した。 1 令和4年度収入支出決算審査について 2 通常総会監査報告者の選任について
令和5年4月11日 第1回三役会理事会	穴川CC議室において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 令和4年度収入支出決算案について 2 区連協役員の改選について 3 通常総会の実施方法等について 4 その他（市連協役員、各種委員について等）
令和5年4月18日 第2回三役会理事会	稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 総会役割分担と総会スケジュールの確認について 2 当日の進行台本の確認について 3 区連協表彰について
令和5年5月14日 通常総会	穴川CC多目的室にて通常総会を実施し、下記事項について報告及び決議した。 1 令和4年度事業報告について 2 令和4年度収入支出決算報告について （令和4年度監査報告について） 3 令和5年度役員（会長、副会長及び会計）の承認について 4 令和5年度事業計画（案）について 5 令和5年度収入支出予算（案）について 6 監事選任について 7 稲毛区町内自治会連絡協議会会則の改正について
令和5年6月13日 第3回三役会理事会	稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 稲毛区地区連協交付金について 2 令和5年度区連協要望事項について
令和5年7月18日 第4回三役会理事会	稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 令和5年度稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会について 2 令和5年度区連協要望について
令和5年11月13日 第5回三役会理事会	稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 令和5年度稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会について 2 令和5年度区連協要望の結果について

令和6年1月18日 第6回三役会理事会	稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 区連協表彰推薦依頼について 2 視察研修会について 3 その他（令和6年度のスケジュールについて）
令和6年2月7日 視察研修会	下記施設において視察研修会を行った。 1 JFEスチール東日本製鉄所（千葉市中央区） 2 そなエリア東京（江東区有明） 研修詳細については別紙「視察研修会報告」参照
令和6年3月6日 第7回三役会理事会	稲毛区役所講堂において三役会理事会を開催し、下記事項を協議した。 1 令和5年度稲毛区地区町内自治会連絡協議会交付金の実績報告等について 2 令和5年度決算見込みについて 3 令和6年度通常総会の開催について 4 令和6年度区連協要望事項の提出について 5 その他（令和6年度地区連負担金・交付金（見込み）について）

令和5年度 千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会視察研修会報告

- 1 視察日 令和6年2月7日(水)
- 2 視察先 ○JFE スチール東日本製鉄所(千葉市中央区川崎町)
○そなエリア東京(江東区有明)
- 3 参加者 28名(区連協副会長ほか24名の自治会長等及び3名の事務局職員)

4 視察の概要

本年度は、今後のまちづくりへの取組みの参考とするため、千葉市中央区内の「JFE スチール東日本製鉄所」と江東区有明の「そなエリア東京」への視察を実施した。

5 視察内容

(1) JFE スチール東日本製鉄所

<施設概要>

JFE スチール東日本製鉄所 千葉地区は戦後初めて建設された鉄鋼一貫製鉄所である。常に最先端の技術を駆使することにより、最高級の鉄鋼製品を生産している。現在の総面積は東京ドーム約165倍、約765万平方メートルと広大である。

- | | |
|--------|-------------------|
| ○高炉 | 2基(千葉1基・京浜1基) |
| ○粗鋼生産量 | 554万トン(2022年度) |
| ○主要製品 | 薄板・ステンレス・厚板・鉄粉・銅管 |

<施設の特徴>

○世界最先端のテクノロジーを駆使した製鉄ラインと高品質な商品

製造プロセス;製鉄から熱延までの設備を集約して流れるような鉄づくりを実現。

- ①(原料処理)鉄は鉄鉱石と石灰石と石炭からつくられている。溶鉱炉に入れる。前にコークス(石炭を高温で蒸し焼きにしたもの)や石灰石と混ぜ焼き固めて焼結鉱にする。
- ②(製鉄・製鋼)鉄鋼石や焼結鉱は溶鉱炉の上から入れ、溶鉱炉の下からは約1200℃の熱風を酸素と一緒に吹き込み鉄鋼石を還元して湯のように溶かす。鉄鉄は炭素分を3~5%も含んでいて、まだ硬くてもろいものである。酸素を吹き込んで炭素など不純物を燃やすと、強い銅が誕生。
- ③(連続鑄鉄)銅の湯を連続的に鑄型に入れて冷やす。冷えて固まった銅は長い帯になりそれを切断し、半製品の「スラブ」になる。
- ④(熱間・冷間圧延)厚みが20センチ以上もあるスラブ過熱し圧延機にかけ伸ばし厚みわず

か0.8mm～25mmまでの銅板を作る。「冷間」というのは特に熱を加えないという意味でも最も薄いものは厚さ0.3mmまで薄くなる。できた板をメッキして銅板を作る。さらにステンレス冷間圧延行程に運び平らで美しいステンレスの板を作成。

○100年先を見据えた、持続可能でクリーンな製鉄所づくり

①「高炉 CPS」の実現で革新的な生産性向上。

CPSとは実際の製造プロセスから収集したセンサデータをAIで解析し独自の手法を用いてデジタル空間に高度仮想プロセスを再現し2つをリアルタイムにつなぐことで現実では見えない設備の内部状態の把握や将来の状態予測を行うことを可能にするシステム。

②製銅プロセスでのスクラップ利用拡大によるCO₂排出削減

③環境にやさしい製鉄所として大気・水質などの環境対策に配慮した設備。

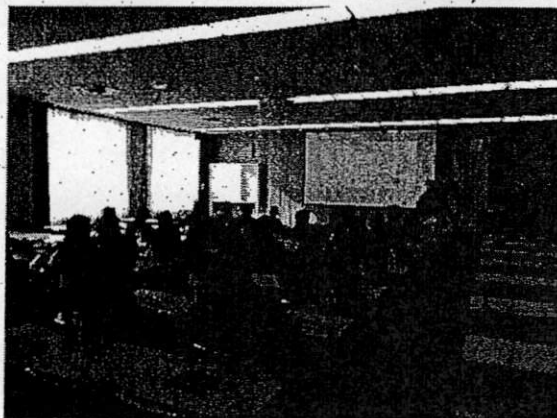
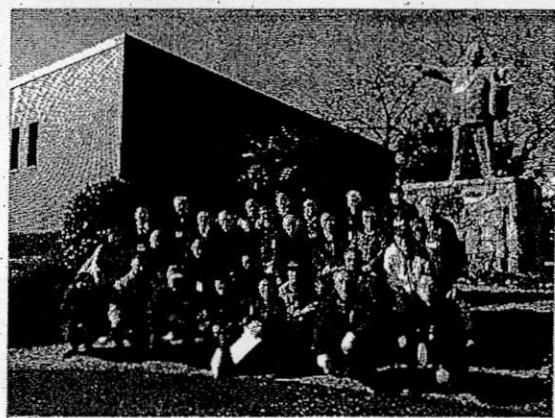
クリーンな都市ガスを燃料として容量、効率ともに世界最高レベルの能力を有し窒素酸化物の発生抑制に努めている。

<所感>

今回はタイミングよく、「転炉」工程に立ち会うことができた。通常の見学会では40分毎とのことで、貴重な体験であった。溶けた鉄が投入される時には4階建てのビルが丸ごと包まれるほど大きい炎が巻き起こり、身の危険を感じるほどの熱風が我々の方まで吹きつけられるようであった。また、25トンの鉄の塊が高温に加工され、熱間圧延という工程をへてわずか7分で薄膜ロールに仕上がっていく様は圧巻であった。

工場内に人員は概ね配備されておらず、数名がコントロール室で鋼板工程の監視をするオートメーションのすごさを実感した。一方で原材料の投入や転炉は人が見た目の色で温度を判断して作業を行っており、測定機器の制度だけでない職人の判断技能に驚嘆の思いであった。

JFE スチール東日本製鉄所での様子



(2) そなエリア東京；東京臨海広域防災公園

<施設概要>

そなエリア東京は地震災害後の支援が少ない時間を生き抜く知恵を学ぶ防災体験学習ツアー『東京直下 72h TOUR』を中心とした防災体験学習施設です。首都直下地震発生時に緊急災害対策本部の候補地となるオペレーションルームも見学窓から見学できる。

○所在地 東京都江東区有明3丁目8番

○開館時間 9:30～17:00

○休館日 毎週月曜日（祝祭日の場合は翌日）

<体験施設の概要>

1階

①防災体験ゾーン

タブレット端末を使って『防災クイズ』に挑戦、AR体験で危険個所を確認。

音響・照明・映像により余震が繰り返されるジオラマの中、タブレット端末を使ったクイズで注意事項を確認しながら避難場所へ移動。街の映画館では首都直下地震の再現CG映像を見ることができる。

②津波避難体験コーナー

映像や壁面グラフィックで津波について正しい知識を身につける。

③災害と暮らしの学習コーナー

首都圏で想定される具体的な被害に対して、暮らしの中でできるそなえの知恵を学びます。また、日本の歴史の中で培われた自然災害と上手に付き合う防災・減災・克災の知恵や自助・共助の必要性を学べる。

2階

①防災学習ゾーン

基本の「そなえ」：みんなに覚えてもらいたい「そなえ」のエリア。災害時の状況やタイミングに合わせた「そなえ」があります。

一人ひとりの「そなえ」：その人だからこそ覚えてもらいたい「そなえ」のエリア。

人それぞれの特性や暮らしに合わせた「そなえ」があり、自分や大切な人の為に必要な「そなえ」を探せる。

②オペレーションルームの見学

防災施設の中にあるオペレーションルームを見学窓より見学。

緊急災害現地対策本部が設置されたオペレーションルームです。

国の拠点としての機能等を見学できる。

<所感>

メインコースは「東京直下72h TOUR」であったが、それと共に印象深かったのは「阪神・淡路大震災や東日本大震災の際に被災された方々が感じた、あつてよかったもの、あつたらよかったもの」などの証言・展示コーナーであった。時間の関係上、全ての展示を詳細に見ることが叶わなかったが、それらを眺めながら、改めてこれは大事なもののだと認識させられた。

このような知識や言葉は、誰かに教えられるものではなく、被災したからこそ伝えることのできる生きた声で、これらを多くの人々で共有できれば、これだけでも十分な減災対策になるのではなかろうか。

そなエリア東京での様子



6 行程表

稲毛区役所 ～JFE スチール東日本製鉄所（視察）～ 蘇我 IC ～(館山自動車道)～
君津 IC～四季の蔵（昼食）～君津 IC～(館山自動車道・アクアライン)～
海ほたる PA（休憩）～(首都高)～臨海副都心ランプ～そなエリア東京（視察）～
有明ランプ～（首都高・東関東自動車道）～穴川 IC～ 稲毛区役所

令和5年度収入支出決算書

収 入

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

(単位:円)

科目		当初予算額	予算現額	収入済額	差引額 (対予算現額)	摘要
項	目					
補助金		1,519,000	1,519,000	1,519,000	0	区連協補助金の返還額:0 円
	区補助金	1,519,000	1,519,000	1,519,000	0	
負担金		93,700	93,700	93,700	0	地区連協負担金(9地区) (地区均等割・世帯数に乗じた金額)
	負担金	93,700	93,700	93,700	0	
繰越金		614,209	614,209	614,209	0	
	前年度繰越金	614,209	614,209	614,209	0	
雑収入		7	9	9	0	預金利子
	雑収入	7	9	9	0	
計		2,226,916	2,226,918	2,226,918	0	

支 出

(単位:円)

科 目		当初予算額	補正予算額	流用額	予算現額	支出済額	差引額 (対予算現額)	摘要
項	目							
事務費		390,000	0	0	390,000	364,649	25,351	
	事務費	390,000	0	0	390,000	364,649	25,351	事務用品・役員届郵送費・切手等
会議費		183,000	0	0	183,000	70,043	112,957	
	総会費	153,000	0	0	153,000	64,004	88,996	総会に係る 表彰用品・開催案内郵送代等
	役員会議費	30,000	0	0	30,000	6,039	23,961	会議飲料代・会場使用料等
旅費・報償費		376,000	0	0	376,000	336,181	39,819	
	活動研修費	250,000	0	0	250,000	236,181	13,819	視察研修会
	費用弁償	126,000	0	0	126,000	100,000	26,000	会議出席者交通費
交付金		789,450	0	0	789,450	778,260	11,190	
	交付金	789,450	0	0	789,450	778,260	11,190	9地区連協への交付金
交際費		20,000	0	1,440	21,440	21,440	0	
	交際費	20,000	0	1,440	21,440	21,440	0	賀詞交換会参加費・見舞金
予備費		468,466	2	▲ 1,440	467,028	0	467,028	
	予備費	468,466	2	▲ 1,440	467,028	0	467,028	
計		2,226,916	2	0	2,226,918	1,570,573	656,345	

(収入済額)

2,226,918円

(支出済額)

1,570,573円

(繰越予定額)

656,345円

(次年度へ繰越)

令和5年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会 収入支出監査報告書

監査対象

令和5年度千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会収入支出決算書及び関係帳簿等

監査期日

令和6年4月9日

監査所見

令和5年度の収入支出決算額は、出納書類を余すことなく精査のうえ、その内容について厳正に監査した結果、適正に処理されており、正当なものと認めたのでご報告いたします。

令和6年4月9日 監事

令和6年4月9日 監事

令和6年度役員（会長・副会長及び会計）の承認について

会 長 轟町中学校区



副会長 山王中学校区



副会長 緑が丘中学校区



会 計 小中台中学校区



会 計 都賀中学校区



令和6年度事業計画（案）について

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

1 区行政との連絡及び協力に関すること。

区民参加の市政を推進するため、地域と行政を結ぶパイプ役として地域の発展に寄与貢献する。

2 住民福祉の向上と青少年の健全育成に資する良好な環境等の保全と住民相互の連帯意識の高揚を図り、安全で安心な住みよいまちづくりを推進する。

(1) ごみの積極的な減量、リサイクルの実践及びごみ捨てモラルの向上を図る。

(2) 駐車モラルの向上など、良好な交通環境の確保を図る。

(3) 地域における自主防災組織の結成を図る。

(4) 防災訓練の実施などを通じ、防災意識の高揚を図る。

(5) 防犯活動（防犯パトロール等）の推進を図る。

(6) 稲毛区民まつりへ協力・参加をする。

(7) 青少年の健全育成に協力する。

3 要望事項を提出し、その達成を図る。

区内各地域に共通する諸問題及び区民に関する諸事業についての要望事項を行政と共に検討し、その達成を図る。

4 その他必要な事項に関すること。

その他区連協活動の向上を図るための諸事業を実施する。

主な会議等の予定

令和6年度日程	内容
令和6年4月9日(火) 13:30～監事会 14:00～三役会・理事会	監事会 第1回三役会・理事会 ・役員の改選 ・令和5年度事業報告、決算・監査報告 ・令和6年度事業計画、支出予算 ・通常総会の実施方法等
令和6年4月23日(火) 14:00～	通常総会打ち合わせ会 ・通常総会に係る打合せ ・被表彰者の確認
令和6年5月12日(日) 10:00～	通常総会
令和6年6月11日(火) 16:00～	第2回三役会・理事会 ・地区連交付金の交付手続 ・区連協要望事項検討
令和6年7月16日(火) 14:00～	第3回三役会・理事会 ・地区連協負担金の徴収 ・視察研修会アンケート
令和6年10月20日(日)	第32回稲毛区民まつり
令和6年11月11日(月) 14:00～	第4回三役会・理事会 ・視察研修会視察候補地決定 ・区連協要望事項の結果報告
令和7年1月16日(木) 16:30～	第5回三役会・理事会 ・区連協表彰推薦依頼 ・視察研修会詳細説明
令和7年2月5日(水)	視察研修会
令和7年3月5日(水) 15:00～	第6回三役会・理事会 ・令和6年度決算見込みについて ・令和6年度地区連交付金の実績報告依頼 ・令和7年度通常総会の開催について ・令和7年度要望事項の依頼

令和6年度収入支出予算書(案)

収入

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

(単位:円)

科目		本年度予算額	前年度決算	前年度予算額	増 減 (対前年度予算)	摘要
項	目					
補助金		1,539,000	1,519,000	1,519,000	20,000	区町内自治会連絡協議会運営補助金
	区補助金	1,539,000	1,519,000	1,519,000	20,000	
負担金		93,500	93,700	93,700	▲ 200	地区連負担金(9地区) (地区均等割・世帯数に乗じた金額)
	負担金	93,500	93,700	93,700	▲ 200	
繰越金		656,345	614,209	614,209	42,136	
	前年度繰越金	656,345	614,209	614,209	42,136	
雑収入		9	9	7	2	預金利子
	雑収入	9	9	7	2	
計		2,288,854	2,226,918	2,226,916	61,938	

支 出

(単位:円)

科 目		本年度予算額	前年度決算	前年度予算額	増 減 (対前年度予算)	摘要
項	目					
事務費		400,000	364,649	390,000	10,000	
	事務費	400,000	364,649	390,000	10,000	事務用品・役員届郵送費・切手等
会議費		183,000	70,043	183,000	0	
	総会費	153,000	64,004	153,000	0	消耗品代・総会案内郵送代・区連協表彰経費等
	役員会議費	30,000	6,039	30,000	0	お茶等
旅費・報償費		376,000	336,181	376,000	0	
	活動研修費	250,000	236,181	250,000	0	視察研修会
	費用弁償	126,000	100,000	126,000	0	役員の交通費等
交 付 金		788,000	778,260	789,450	▲ 1,450	
	交 付 金	788,000	778,260	789,450	▲ 1,450	9地区連協への交付金(振込手数料含む)
交 際 費		20,000	21,440	20,000	0	
	交 際 費	20,000	21,440	20,000	0	弔慰金・見舞金
予 備 費		521,854	0	468,466	53,388	
	予 備 費	521,854	0	468,466	53,388	
計		2,288,854	1,570,573	2,226,916	61,938	

監事の選任について

監 事

監 事

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会 町内自治会一覧表(187自治会)

通番	地区	枝番	町内自治会等名
1	06	001	園生町内会
2	06	002	園生三和会
3	06	003	園生台自治会
4	06	004	園生町みどり会
5	06	005	園生町双葉自治会
6	06	006	グリーンプラザ園生自治会
7	06	007	園生新和会
8	06	008	稲毛パークハウス自治会
9	06	009	小中台町内会
10	06	010	小中台親和会
11	06	011	小仲台第五自治会
12	06	012	第二徳川園町内会
13	06	013	ビレッジハウス小中台自治会
14	06	014	小中台中央会
15	06	017	小仲台自治会
16	06	019	小仲台新向会自治会
17	06	023	イトーピア稲毛マンション自治会
18	06	024	宮野木町内会
19	06	025	宮野木第一自治会
20	06	026	小仲台中自治会
21	06	027	コープ園生自治会
22	06	028	園生ガーデニアハイツ自治会
23	06	029	園生町園和会
24	06	030	野村宮野木住宅地自治会
25	06	031	稲毛ビューハイツ自治会
26	06	032	ソフィア稲毛自治会
27	06	033	ワコーレ稲毛ガーデン自治会
28	06	034	第5稲毛ハイツ自治会
29	06	035	光建ホーム稲毛自治会
30	06	037	第2稲毛ハイツ管理組合自治会
31	06	038	第3稲毛ハイツ管理組合自治会
32	06	039	テラスハウス稲毛管理組合自治会
33	06	040	コスモ稲毛グランエール自治会
34	06	041	宮野木あさま台自治会
35	06	042	ライオンズガーデン園生町自治会
36	06	044	フラワーヒルズ自治会
37	06	045	プライムステージ稲毛小中台自治会
38	06	046	ダイアパレス稲毛緑園自治会
39	06	047	アクアフォレスタルネ稲毛自治会
40	06	048	さくら自治会
41	06	049	小仲台住宅2号棟自治会
42	06	050	ウィズ稲毛ヒルトップテラス自治会
43	06	052	Brillia稲毛自治会
44	06	053	稲毛小仲台緑の会
45	06	054	宮野木町第1団地4棟・5棟管理組合
46	06	055	稲毛ヒルトップ・フォート自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
47	06	056	園生の丘自治会
48	15	001	轟町第一親睦会
49	15	002	轟町第一団地自治会
50	15	003	轟町一丁目自治会
51	15	004	第3轟住宅親和会
52	15	005	轟町新生自治会
53	15	006	轟町五一四自治会
54	15	007	轟町四丁目町内会
55	15	008	轟町3丁目自治会
56	15	009	轟町親交会
57	15	012	轟町さくら会
58	15	013	弥生県営住宅弥生会
59	15	014	弥生町自治会
60	15	017	穴川町会
61	15	018	弥生会
62	15	020	黒砂台高灯会
63	15	021	ハッコー稲毛マンション自治会
64	15	022	県営住宅轟団地自治会
65	15	023	シャルム稲毛自治会
66	15	024	轟住宅自治会
67	15	025	シャルム西千葉自治会
68	15	026	西千葉パーク・ホームズ自治会
69	15	027	轟町第一団地2棟自治会
70	15	028	ユービセーヌ西千葉自治会
71	15	029	シーアイマンション西千葉自治会
72	15	030	轟町五丁目自治会
73	15	031	ウィズ西千葉自治会
74	15	032	ハイホーム稲毛チェリーヒルズ自治会
75	19	001	稲毛一丁目第一自治会
76	19	002	稲毛1丁目第2自治会
77	19	005	稲毛三丁目町内会
78	19	006	稲毛三丁目自治会
79	19	007	稲毛三丁目いずみ自治会
80	19	008	稲毛東町内会
81	19	009	稲毛南部自治会
82	19	010	稲毛アルコール自治会
83	19	011	稲毛東5丁目自治会
84	19	012	稲毛東6丁目自治会
85	19	013	稲毛東6丁目まつき自治会
86	19	014	稲毛町5丁目自治会
87	19	016	稲毛台自治会
88	19	017	稲丘町自治会
89	19	018	ハイマート稲毛自治会
90	19	019	稲毛台サンハイツ自治会
91	19	020	サンコーポ稲毛自治会
92	19	021	稲毛海岸自治会
93	19	022	コスモ稲毛ロイヤルステージ自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
94	19	024	稲毛2丁目自治会
95	19	025	レジデンシャルコート稲毛自治会
96	19	026	ウェリス稲毛自治会
97	20	002	天台ともしび自治会
98	20	003	天台親和会
99	20	004	天台新栄会
100	20	005	千草台団地自治会
101	20	006	萩台・天台あざみ自治会
102	20	007	萩台わかば自治会
103	20	008	萩台町自治会
104	20	009	西千葉サンハイツ自治会
105	25	001	園生町草野町内会
106	25	002	園生県営住宅自治会
107	25	003	園生長者山町会
108	25	004	園生町日堀町内会
109	25	005	園生町美園会
110	25	008	朝日自治会
111	25	009	草野団地町内会
112	25	010	京成園生団地自治会
113	25	011	長沼中央自治会
114	25	012	あやめ台自治会
115	25	014	コープ野村園生自治会
116	25	015	池の辺自治会
117	25	016	ダイアパレス稲毛自治会
118	25	017	ヴィルフォーレ稲毛団地管理組合法人
119	25	019	園生町サニークレスト稲毛自治会
120	25	021	ルネ・園生自治会
121	25	022	園生町新日自治会
122	25	023	ルネサンスアリーナ稲毛自治会
123	25	024	ザ・クイーンズガーデン稲毛自治会
124	25	025	ウィズ稲毛管理組合
125	25	026	新草会自治会
126	37	001	小深町自治会
127	37	002	六方町自治会
128	37	003	小深町菱和団地自治会
129	37	004	あけぼの台自治会
130	37	005	長沼原台自治会
131	37	006	長沼原町自治会
132	37	007	山王町東自治会
133	37	008	山王町中央自治会
134	37	009	山王町西町内会
135	37	010	山王町南自治会
136	37	011	ゆかりの杜自治会
137	39	001	作草部町第二町内会
138	39	002	作草部親交会
139	39	003	作草部県住自治会
140	39	004	作草部町都賀自治会

通番	地区	枝番	町内自治会等名
141	39	005	新生会自治会
142	39	006	作草部親和会
143	39	008	作草部第一町内会
144	39	009	作草部第三町内会
145	39	010	ハイマート西千葉自治会
146	39	011	西千葉グリーンハイツ自治会
147	39	017	東寺山町若緑会
148	39	018	ハイマート千葉自治会
149	39	019	NICガーデンハイム西千葉自治会
150	39	021	レーベンハイム西千葉自治会
151	39	022	天台町内会
152	39	023	POPTOWN町内自治会
153	41	001	京成宮野木団地自治会
154	41	002	京成宮野木第二自治会
155	41	003	第一徳川園自治会
156	41	004	宮野木しずか台自治会
157	41	005	宮園自治会
158	41	006	京友会自治会
159	41	007	長沼町京成団地自治会
160	41	008	東建タウンハウス親和会
161	41	009	東建稲毛住宅自治会
162	41	010	稲毛ファミリーハイツ自治会
163	41	011	長沼協和自治会
164	41	012	あやめ台団地住宅管理組合
165	41	013	東宮野木自治会
166	41	014	長沼町京成第三団地自治会
167	41	016	あやめ台住宅地自治会
168	41	017	緑が丘自治会
169	41	018	つくしの台自治会
170	41	019	ライフタウン稲毛自治会
171	41	020	エグゼ稲毛自治会
172	41	021	長沼町内会
173	41	023	長沼町寿会
174	41	024	長沼町モアステージ稲毛自治会
175	41	025	若葉の丘自治会
176	41	026	宮の杜自治会
177	41	027	コスモアベニュー稲毛自治会
178	41	028	オーベル稲毛長沼管理組合
179	41	029	稲毛ローズタウン自治会
180	41	030	北宮野木自治会
181	49	005	緑町一丁目自治会
182	49	006	緑町西部自治会
183	49	007	黒砂第一自治会
184	49	008	黒砂第二自治会
185	49	009	黒砂北部自治会
186	49	010	黒砂台一丁目自治会
187	49	012	黒砂1丁目自治会

千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は千葉県稲毛区町内自治会連絡協議会と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は、稲毛区役所地域づくり支援課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、稲毛区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 組 織

(組 織)

第4条 本会は稲毛区内の町内自治会長を会員とし、別表に掲げる地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉県町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

会	長	1名	理	事	若干名	
副	会	長	2名	監	事	2名
会	計	2名				

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し総会の承認を受けるものとする。

- 2 会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。
- 3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長をもってこれに充てるものとする。但し、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、稲毛区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。
- 4 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示をうけて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示をうけて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会にはかり会長が別に定める。

(顧問および相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第 3 章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会、及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分1以上の請求があったときに開催する。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) その他重要な事項

4 会議の議事は出席者の過半数で決め、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理 事 会)

第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。

2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。

3 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三 役 会)

第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。

2 三役会は、会長が必要があると認めたとき会長が招集し、会長が議長となる。

3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。

(2) 会務の執行上必要なこと。

第 4 章 会 計

(経 費)

第 16 条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 5 章 補 則

(会則の改正)

第 18 条 本会則の改正は総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更に
ついては、理事会の承認によることができる。

(委 任)

第 19 条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事
会にはかつて定める。

附 則

この会則は、平成 4 年 5 月 17 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 17 年 5 月 14 日より施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 5 月 14 日より施行する。

別表（第4条関係）

地区町内自治会連絡協議会名		
1	第 6 地区（小中台中学校区）	町内自治会連絡協議会
2	第 1 5 地区（轟町中学校区）	町内自治会連絡協議会
3	第 1 9 地区（稲毛中学校区）	町内自治会連絡協議会
4	第 2 0 地区（千草台中学校区）	町内自治会連絡協議会
5	第 2 5 地区（草野中学校区）	町内自治会連絡協議会
6	第 3 7 地区（山王中学校区）	町内自治会連絡協議会
7	第 3 9 地区（都賀中学校区）	町内自治会連絡協議会
8	第 4 1 地区（緑が丘中学校区）	町内自治会連絡協議会
9	第 4 9 地区（緑町中学校区 緑・黒砂）	町内自治会連絡協議会

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会表彰内規

(表彰の基準)

第1条 この内規は、稲毛区内において地域社会発展のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その業績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。ただし、過去に千葉市町内自治会連絡協議会において被表彰者に該当する者を除く。

- (1) 5年以上引続いて町内自治会長の職にあつて退任したもの。
- (2) 3年以上引続いて地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて退任したもの。
- (3) 町内自治会長又は地区町内自治会連絡協議会長の職にあつて在職中に死亡したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の決定)

第3条 第1条第2号・第3号の該当者については、会長が調査し、また、第1号の該当者については、理事の推薦により、それぞれ三役会理事会に付議したのち、総会において表彰するものとする。

(推せん書の提出)

第4条 前条により、第1条第1号の該当者を推せんする場合は、理事の推せん理由を付した推せん書をあらかじめ会長に提出しなければならない。

(表 彰)

第5条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第6条 第1条各号に該当する表彰は、重複ならびに再表彰しないものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める在職年数の計算の始期は平成22年4月1日とする。

千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会見舞金及び弔慰金内規

(趣旨)

第1条 この内規は、千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会会員（以下「会員」という。）の見舞金及び弔慰金について、必要な事項を定めるものとする。

(見舞金)

第2条 千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会理事が傷病したときは、次の見舞金を贈る。

10日以上入院 5,000円

(弔慰金)

第3条 千葉市稲毛区町内自治会連絡協議会会員が死亡したときは、次の弔慰金を贈る。

弔慰金 5,000円

附 則

1 この内規は、平成27年4月1日から施行する。